

## 中小企業者の定義

袖ヶ浦市企業振興条例では、「中小企業者」の定義を「中小企業基本法第2条に規定する中小企業者」と定めています。

これは具体的には下記に該当するものをいいます。

- (ア) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種((イ)から(エ)までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (イ) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (ウ) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (エ) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

注1 資本金の基準もしくは従業員の基準のいずれかを満たせば「中小企業者」となります。

注2 「常時使用する従業員」の中には、一般に「日日雇い入れられる者」「2ヶ月以内の期間を定めて使用される者」「季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者」「試の使用期間中の者」は含まれません。また、派遣労働者、請負による労働者等の雇用契約を直接結ばない者も同様に含まれません。

その他、業種の判断等不明な点がありましたら商工観光課までご連絡下さい。  
中小企業庁のHPもご参考にして下さい。

[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)